

れいほく事務だより



嶺北地域学校事務支援室
令和 元年度 No.4

3月

いよいよ本年度も1か月をきりました！
春は、「卒業」「入学」「就職」「退職」といった家族の状況に変化があります。
人事異動もあるので、本人を含め、家族の状況について今一度確認をしましょう！

公立学校共済組合

他に、「通勤手当届」「住居届」「旅費の債権者変更」「扶養控除申告書」などがあります

【本人について】

	必要な手続き	申告に必要な書類
転居した場合	「住所変更」の申告	○記載事項等変更申告書（本人）

【被扶養者について】

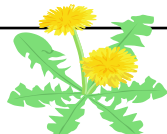
他に、「扶養控除申告書」などがあります

	必要な手続き	申告に必要な書類
就職した場合	認定の「取消」申告	○被扶養者・認定（種別切替）・取消申告書 ○就職先の保険証の写しなど
22歳の年度末を迎え、給与上の扶養親族でなくなったが、引き続き扶養する場合	「認定種別切替」の申告（一般→特別） ＜例＞学生、就活中、留学 パート・アルバイトなど	○被扶養者・認定（種別切替）・取消申告書 ○認定種別切替時の添付書類
転居した場合	「住所変更」の申告	○記載事項等変更申告書（被扶養者）

事実発生から**30日以内**に届ける必要があります。

◆新規認定の場合は、遡って認定されません。

◆取消の場合は、遡って取消をされ医療費の戻入が発生する場合があります。



諸手当

見落とししやすい以下の事例の届出を怠っていた

1 扶養手当



- 扶養親族（実父母、配偶者等）の公的年金と個人年金の受給合計額が、限度額（130万円）を超過していた事実を把握していなかった。
- 扶養親族（配偶者、実子等）が就職し、限度額を超過する収入を得ていた。不安定ではあるが、アルバイト等により3箇月平均で限度額（108,333円）を超過する収入を得ていた。

留意点

年金額が改定された時、増額に気づいていますか？

支給要件の限度額が年額130万円だけではなく、月額108,333円で喪失することをご存じですか？

2 通勤手当



- 人事異動や転居等により、自宅（持ち家）等から勤務校までの通勤距離に変更が生じていた。
- 高速道路（常用する職員）の利用において、新たに無料区間が設定され、通行料金に変更が生じていた。
- 本人が通常使う道のほかに「一般に利用する最短経路」があることを見過ごし、確認することを怠っていた。
- 校門（測定の規準）の外側に駐車場があるのに、校門までの距離を測っていた。（距離の近い方で測定すべきであった。）

共済組合の扶養、所得税上の扶養の変更の時、手当の支給要件についても確認しましょう。

住居届と通勤届はセットで考えましょう。

ETCの利用は、通行料金の変更に気づきににくいので、定期的に確認し気をつけましょう。

3 住居手当



- 家賃変更があったが、届出を忘れていた。
- 人事異動や転居等により、住居が借家から自宅（持ち家）に変更になったのに支給要件の喪失の届出をしなかった。

住居手当の支給額は、一律ではありません。家賃額の改定に気をつけましょう。

○異動に伴い住居を引っ越す際、移転料（高速料金他）が支給されない場合があります。

・運送事業の許可を受けていない業者や知り合いに依頼した

・転居先の都合等で、荷物を一旦実家や知り合いのところへ預けた・・・など事前に注意！

（裏面につづく・・・）

お知らせ

勤勉手当等が改定されました。

令和元年12月に公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正がありました。【初任給及び若年層の給料月額引き上げ】【勤勉手当の改定】等が行われています。その中で今回は、勤勉手当の改定についてご紹介します。

【実施時期】 令和元年12月27日～
(令和2年度以降の勤勉手当に係るものは、令和2年4月1日～施行する)

区分		本条例施行前		令和元年度		令和2年度以降	
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
再任用以外	期末手当	月 1.275	月 1.275	変 更 な し			
	勤勉手当	月 0.80	月 0.80	月 0.80	月 0.85	月 0.825	月 0.825
再任用	期末手当	月 0.687	月 0.688	変 更 な し			
	勤勉手当	月 0.40	月 0.40	月 0.40	月 0.425	月 0.412	月 0.413

退職後の医療保険制度について



在職中の医療保険は、公立学校共済組合に所属していましたが、退職と同時にその資格を喪失するため、在職中の組合員証等を使って医療給付を受けることができなくなります。

したがって、次のいずれかの医療保険制度に加入することになります。

雇用の形態		医療保険制度
再任用職員（フルタイム）		引き続き公立学校共済組合員となる。
再就職する	再就職先の健康保険が適用される	再就職先の健康保険に加入する。
	再就職先の健康保険が適用されない	次の3種類から選択 1 家族の加入している健康保険の被扶養者となる。 2 公立学校共済組合任意継続組合員制度に加入する。 3 国民健康保険に加入する。
再就職しない		

マイナンバーカードについて

地方公務員等のマイナンバーカード取得の推進について、11月には取得状況の調査がありましたが、皆さんの取得状況はどうでしょうか？
3月の春季休業期間も「マイナンバーカードウィーク」に位置付けられ、カードの取得を促進するとされています。

【できること】

- ・身分証明書
- ・健康保険証
- ・コンビニで各種証明書が取れる 等

【心配なこと】

- ・紛失の危険性
- ・従来の保険証（共済組合員証）がなくなる訳ではない 等

今後も情報収集し、カード取得のメリット・デメリットを考慮して、必要に応じて取得していきましょう。



◆◆◆公務用マイレージをお持ちの方が退職する場合◆◆◆

公務旅行用のマイレージカードをお持ちの方が退職（割愛退職を含む）するときは、本人が電話連絡で退会の手続きが必要になります。マイレージカードを手元に準備して次の番号に電話をして音声案内に従って手続きをしてください。

【JAL】 0570-025-039

【ANA】 0570-029-767

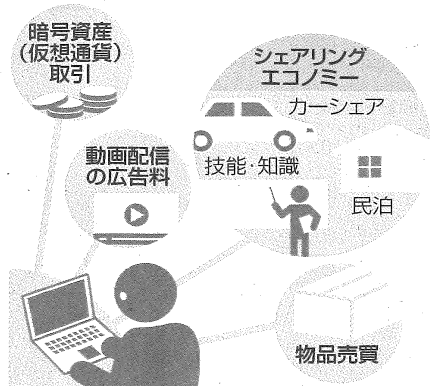


個人がインターネットで手軽に物の売買などの副業ができるようになり、国税庁は所得の申告状況に目を光らせている。2018事務年度(18年7月～19年6月)1年間に、ネット取引をした個人に追徴した所得税額は約58億円に上り、統計を取り始めて以降最高だった。国税当局は専門の情報収集チームを発足。確定申告の時期を迎え、担当者は「無申告など悪質事案は少額でも見過ごさない」と強調する。

物品売買、民泊、動画配信…

国税 追徴強化へチーム

インターネットでの副業例



「税務署から連絡が来たが、どうしよう」。東京都内に事務所を置く内田敦税理士(40)は毎年、ネットオークションなどで収入を得た人から相談が舞い込む。会社員やパートをしている主婦は給与以外の所得が年20万円、無いで作らせる」と話している。内田税理士は「ネット上の取引履歴やクレジットカードの明細を基に、帳簿や申告書を急いで作らせる」と話している。19年度からは、全国の国税局などに約200人のプロジェクトチームを設置。物品売買や暗号資産(仮想通貨)取引、動画配信の広告料の他、民泊やカーシェア、家事代行などの「シェアリングエコノミー」といった幅広い業態を情報収集の対象としている。ネット上で取引の場を運営するIT企業にないビジネスが増えては、これまで任意で情報提供を求めてきたが、国税通則法の改正で今年1月からは顧客

ネット副業申告忘れずに

「税務署から連絡が来たが、どうしよう」。東京都内に事務所を置く内田敦税理士(40)は毎年、ネットオークションなどで収入を得た人から相談が舞い込む。会社員やパートをしている主婦は給与以外の所得が年20万円、無いで作らせる」と話している。内田税理士は「ネット上の取引履歴やクレジットカードの明細を基に、帳簿や申告書を急いで作らせる」と話している。19年度からは、全国の国税局などに約200人のプロジェクトチームを設置。物品売買や暗号資産(仮想通貨)取引、動画配信の広告料の他、民泊やカーシェア、家事代行などの「シェアリングエコノミー」といった幅広い業態を情報収集の対象としている。ネット上で取引の場を運営するIT企業にないビジネスが増えては、これまで任意で情報提供を求めてきたが、国税通則法の改正で今年1月からは顧客

の氏名、住所、マイナンバーを照会できるようなになった。従わなければ罰則がある。企業側もコンプライアンス(法令順守)に力を入れる。趣味やビジネスの講座を開きた人と学びたい人を紹介する「ストリートアカデミー」(東京)は昨年12月、会員を対象に確定申告の初心者向けセミナーを開催。副業でパソコン講座を開く男性会社員(31)は本業を超える収入があったという。「税法は難しいが、税務署に問い合わせるなどして申告の準備をしている」と話している。

サラリーマンでも確定申告が!!

私たち給与所得者(公務員、会社員)の大部分は、「年末調整」により所得税が精算されるので、確定申告をする必要はありません。ただし、納め過ぎの所得税がある場合、申告することで税金が返ってくることがあります。「雑損控除」「医療費控除」「寄付金控除」「年末調整を行ったが、申告漏れがある」などです。この給与所得者がおこなう申告のことを還付申告といいます。詳しくは、国税庁のホームページなどをご覧ください。



先日新聞に左のような記事が
2020.1.21高知新聞
(夕刊)に掲載されていました。

公務員には禁止されている副業ですが、(許可により可能な副業もあれば、制限があったりします)一般企業では多くの企業で解禁となっています。

自分は関係ないと思っていても、身近な人や家族が該当しているかもしれません。副業がアルバイトなど、給与収入の場合は収入で20万、事業所得や雑所得の場合は所得で20万を超えると確定申告が必要なようです。

“×〇カ〇で不要品を売る”等は該当しない?!などの情報収集をすることも、これから大切になりますね。